

○仮運転免許の取消しに関する事務処理要領の制定について

令和4年3月25日

道本運管第4217号（運試合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道路交通法（昭和35年法律第105号。）第106条の2の規定に基づく仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しに関する事務の処理については、「仮免許の取消しに関する事務処理要領の制定について」（平24. 3. 26道本運管第3858号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、事務処理要領について一部見直しを行い、別添のとおり「仮運転免許の取消しに関する事務処理要領」を定め、令和4年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

記

主な改正の内容

- 被処分者の出頭に関する要領については、実情に合わないため廃止した。
- 処分の依頼については、住所地を管轄する警察署長又は取扱所属の長に依頼することとした。
- 各様式を見直すとともに、弁明調書の署名、押（指）印については廃止した。
- 旧通達の仮運転免許取消処分通知書（別記第3号様式）については、法令で定められた様式であるため、事務処理要領からは削除した。

別添

仮運転免許の取消しに関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第106条の2に規定する仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しに関する事務処理について、必要な事項を定めるものである。

第2 仮免許の取消対象事案

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第39条の3に該当する事案（以下「取消事案」という。）をいう。

第3 仮免許の取消しに関する事務処理

1 取消事案取扱い時の報告要領

取消事案取扱い時の報告要領については別表のとおりとする。

2 本部主管課長の措置

- (1) 取扱所属の長から報告を受けた本部主管課長は、事実認定に必要な事件記録の写しの送付を依頼し、事案を検討した上、仮免許の取消処分を行うか否かについて決定し、その結果を取扱所属の長へ回答すること。
- (2) 被処分者の住所地が他の都府県（方面）の管轄区域にあるときは、当該住所地を管轄する警察（方面）本部の行政処分担当課長に、事実認定に必要な事件記録の写しとともに、事案内容を通報すること。

- (3) 取消処分を行う場合は、処分の対象となっている者（以下「被処分者」という。）の住所地を管轄する警察署長に対し、仮運転免許取消処分の執行依頼書（別記第2号様式。以下「執行依頼書」という。）を仮運転免許取消し処分通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第19の4。以下「処分通知書」という。）とともに送付し、処分を依頼すること。ただし、取扱所属において処分することができる場合は、当該取扱所属の長に処分を依頼することができるものとする。
- (4) 他の警察（方面）本部の行政処分担当課長から、取消事案の通報があったときは、前記(1)及び(3)に準じて処理すること。
- (5) 本部主管課長が、安全運転相談又は臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習をを担当する所属から、仮免許を保有している者（以下「仮免許保有者」という。）が取消事案の一定の病気等に該当又は令第39条の3第2項に規定する取消事案に該当している旨の通報を受けたときは、前記(1)から(3)に準じて処理すること。

3 仮免許の取消処分の執行

- (1) 執行依頼書を受理した所属の長は、速やかに被処分者に対して処分通知書を交付して、取消処分を執行するとともに、仮運転免許証の返納を受け、取消処分に関する弁明を聴取し、弁明調書（別記第3号様式）を作成すること。
なお、弁明を聴取した結果、事実認定について争い等がある場合は、処分を依頼した本部主管課長に即報し、指示を受けること。
- (2) 仮免許の取消処分をするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第39号）に規定する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。
- (3) 処分執行後は、仮運転免許取消処分執行結果報告書（別記第4号様式。以下「執行報告書」という。）を作成し、弁明調書及び返納された仮運転免許証とともに、処分を依頼した本部主管課長に送付すること。
- (4) 処分を執行する前に仮免許が失効したとき、被処分者が所在不明又は出頭の求めに応じないなどの理由により、執行依頼書を受理した日から3か月以上経過しても処分できる見込みがないときは、仮運転免許取消し処分通知書返戻報告書（別記第5号様式）を作成し、処分通知書とともに、処分を依頼した本部主管課長に送付すること。

4 執行報告書を受理した本部主管課の措置

- (1) 本部主管課長は、速やかに取消処分に係る仮運転免許証を交付した運転免許試験場を管轄する所属の長又は警察署長（以下「試験課長等」という。）に、取消しとなった旨を通報するものとする。
- (2) 通報を受けた試験課長等は、「仮免許受験者名簿」の備考欄に「 年 月 日取消し」と朱書きしておくこと。
- (3) 返納を受けた仮運転免許証は、復元不可能となるような裁断等の方法により廃棄処分すること。

5 関係書類の送付

取扱所属の長は、「北海道警察運転者管理業務実施細則」（令3. 3. 15道本

運管第3911号（運試・捜3・薬合同）に基づき登録票を作成し、関係記録とともに速やかに本部主管課長に送付すること。

なお、関係記録の送付前に仮免許が取消しとなったときは、登録票の右下余白に仮免許取消処分済と朱書きして送付すること。

第4 運用上の留意事項

1 免許取得事実の確認

仮免許以外の種別の運転免許（以下「本免許」という。）を受けている仮免許保有者が、取消事案に該当することとなったときは、本免許の停止又は取消処分が行われることから、報告に当たっては免許の取得事実の照会を確実に実施すること。

2 弁明調書作成時の留意事項

取消事案は、本免許に対する停止又は取消処分、新規運転免許に対する拒否又は保留処分となり、不服申立ての対象となることから、取消事案に対する弁明を確実に聴取すること。

3 危険性帯有事案の報告

仮免許保有者に重大な交通違反を教唆・幫助し又は下命・容認した者についても行政処分の対象となり得ることから、報告漏れがないよう留意すること。

別表

取消事案取扱い時の報告要領

取消事案の内容	報 告 要 領
<p>令39条の3第1項第1号に規定する一定の病気、身体障害又は薬物中毒(以下「一定の病気等」という。)に該当</p>	<p>別に定める「一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領」(令2.3.1道本運試第3821号(運管合同))に基づき報告する。</p>
<p>令第39条の3第1項第2号から第4号に該当する事故、違反、重大違反唆し等、道路外致死傷、故意道路外致死傷又は危険運転致死傷等</p>	<p>取消事案を取り扱った所属の長(以下「取扱所属の長」という。)は仮運転免許取消事案発生報告書(別記第1号様式)を作成し、警察本部運転免許管理課長(札幌方面以外の方面の所属にあっては、当該方面本部の交通課長。以下「本部主管課長」という。)に報告する。</p>

別記第1号様式（第3の1の事項関係）

仮運転免許取消事案発生報告書							
発信 年月日	年 月 日	仮免許取消 事案取扱所属	署・課・隊	発信取扱者			
				受信取扱者			
被 処 分 者	住 所						
	氏 名	男・女		生年月日	年 月 日 (歳)		
	免許関係	仮免許 の種類	本免許 の種類	免許証番号			
				仮免許証			
				本免許証			
事 案	違反(発生)日時	年 月 日 午 前 後 時 分頃					
	違反(発生)場所						
概 要	違反又は 事故の内容	-----					

参 考 事 項							
		警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
		警 察 本 部	64	30	060	違反登録原議	13年
			64	30	070	事故登録原議	13年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3の2の(3)の事項関係）

第 号
年 月 日

長 殿

本 部 長

仮運転免許取消処分の執行依頼書

下記の者に対する仮運転免許取消処分を決定したので、被処分者に別添「仮運転免許取消処分通知書」を交付して、処分執行されたい。

記

1 被処分者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

2 処分理由

別添「仮運転免許取消処分通知書」のとおり

（ 係 警 電 ）

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警 察 本 部	64	30	060	違 反 登 録 原 議	13年
	64	30	070	事 故 登 録 原 議	13年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第3の3の(1)の事項関係）

弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者の職名及び氏名 印	
弁 明 の 件 名	仮運転免許の取消し
弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分
弁 明 の 場 所	
被 処 分 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所 氏名
弁 明 の 要 旨	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警 察 本 部	64	30	060	違 反 登 録 原 議	13年
	64	30	070	事 故 登 録 原 議	13年

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙を使用し添付すること。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第3の3の(3)の事項関係）

第 号
年 月 日

本 部 長 殿

長

仮運転免許取消処分執行結果報告書

下記の者に対する仮運転免許取消処分通知書を次のとおり交付して処分を執行し、弁明を聴取したので、関係書類を添付して報告する。

記

1 被処分者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

2 処分通知書交付日時

年 月 日 午前・後 時 分

3 処分交付担当者

階級

氏名

警電

4 関係書類

(1) 弁明調書

(2) 仮運転免許証

(3) その他（ ）

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警 察 本 部	64	30	060	違 反 登 録 原 議	13年
	64	30	070	事 故 登 録 原 議	13年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第3の3の(4)の事項関係）

第 号
年 月 日

長 殿

長

仮運転免許取消し処分通知書返戻報告書

下記の者に対する仮運転免許取消処分の執行依頼を受けたが、下記の理由により処分できなかったことから返戻する。

記

1 被処分者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

2 処分できなかった理由（□にレ点チェックを入れること）

失効したため

（有効期限 年 月 日）

所在不明のため

出頭に応じないため

その他（ ）

3 被処分者に対する連絡状況等

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警察本部	64	30	060	違反登録原議	13年
	64	30	070	事故登録原議	13年

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙を使用し添付すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。